保護者 各位

群馬県立長野原高等学校校 長 田 中 幸 雄

新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザに係る出席の取扱いについて(一部変更)

保護者の皆様には、平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日付け通知「新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザに係る出席の取扱いについて」に一部変更がありますのでご確認ください。(波線部が変更部分となります。)

記

- 1 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要 であり、無理をして登校しないようお願いします。
- 2 発熱等があり、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに感染している疑いがある時に欠席もしくは早退した場合には、その当日に限り、出席停止扱いとなります。続けて欠席する場合においては、病院での受診や検査の結果により、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに感染していると判断された場合は、欠席2日目以降も出席停止扱いとなります。
- 3 病院を受診し、検査を受けるかどうかは、生徒本人と保護者の判断となります。検査 を強要するものではありませんが、症状がある場合は受診することをおすすめします。
- 4 検査の結果、陽性が判明した場合は、出席停止となり、期間は下記のとおりです。
- ◎出席停止の期間(発症した日や、軽快した日を0日とします。)
  - ○新型コロナウイルス感染症
    - ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止とします。
    - ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。
    - ・登校再開に当たっては、学校に治癒証明書を提出する必要はありませんが、保護者の方が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し学校へ提出してください。なお、療養報告書は本校ホームページに掲載してあります。
  - ○季節性インフルエンザ
    - 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでを出席停止とします。
    - ・保護者の方が「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し学校へ提出してください。なお、医師の判断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書が必要となります。(R5年5月現在)
- ※ マスクについては着用を求めないことを基本といたしますが、学校行事等で密が予測されるような場合においては、着用をお願いすることがありますのでご協力をお願いたします。